

とやおもひけむ、やがてはなれにけりとぞ、そのを、しき本性此一事にておもひやるべし。

〔閑田耕筆一〕南部七ノ戸に六里四方計の野あり、それに年々の二月の末に狐隊といふこと有、其邊の人はさ、えなど携へて見にゆく、およそ空薄曇たる日也、あらかじめ窺ふに、狐ども出て飛ありくさまあれば、必其日にて初に二三十の狐出るを、人々高聲に褒れば、頓て城郭の形顯はる、是は二丁計のかなたに見ゆ、さて甲冑を帯び馬にまたがり陣だてをなす、凡二百計にみゆ、又こなたより頻に聲をかくるほどに、やがて諸侯の行列をなすことふた、び、一度は松前侯の行粧、一度は津輕侯のさまをまねぶ也、彼城郭陣立などは、厨屋川の戦の昔をまねぶ歟、此野の狐はわれらの事より外に見えることなければ也といへり、たゞこなたの見る人多くて、聲をかくるも、まきしくみしよしかたられぬ。

〔閑田耕筆三〕淡海八幡の近邑田中江の正念寺といふ一向宗の寺に住る狐有、其寺のために火災などふせぐことはもとよりにて、住僧他へ法事などに行時は守護して行とか、人の眼には見えねど、或時彼僧のはける草履にものをかけし人有しに、歸りて後もの陰より人語をなし、吾草履の上にあるしに汚せりとて大に怒りしを、住僧夫は人の眼に見えねばせんかたなし、怒は無理也とさとしければ、げにと理に伏せりとぞ、此狐の告し言に、凡吾黨に三段有り、主領といふは頭にて、其次を寄方ヨリカタといふ、其下を野狐ノキツチといふ、人に禍するは大かた野狐也、然れども吾下の野狐にあらざれば制しがたし、所々に主領有り、もし他の主領の下の寄方、もしは野狐にもあれ、是を制すれば怨をうくること深し、一旦の怨、永世忘れざること、人よりも甚しといへりとなん、是は狐つきのことを、彼寺にたのみてとはしめし時、たへし言とぞ、凡物とはんとおもへば、書付て本堂にさし置ば、其答をまた書ても見す、人語をなして答ることも有り、形は見せず、凡住僧を敬す